

# 室蘭市電波障害防止建築指導要綱

## (目 的)

第1条 この要綱は、中高層建築物を建築することに伴って生ずる電波障害の被害について、必要な行政指導に関する事項を定め、紛争を未然に防止することを目的とする。

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 中高層建築物 高さ10メートルをこえる建築物
- (2) 申請書 中高層建築物の確認申請書

## (電波障害に対する措置)

第3条 建築主は、電波障害を起こす恐れのある中高層建築物を建築しようとする場合は、申請書提出前に電波障害について調査するものとし、その調査内容について関係住民に説明するものとする。

2 建築主は、前項による調査の結果、電波障害を起こす恐れがあると判断される場合は、その改善について、あらかじめ関係住民と協議し、改善措置を講ずるものとする。

## (関係書類の提出)

第4条 建築主は、中高層建築物により生じる電波障害に対する措置について誓約書(様式1)及び第3条第1項に基づく調査報告書(様式2)を申請書と同時に市長に提出するものとする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、昭和52年11月1日より施行する。
- 2 この要綱は、昭和62年4月1日より施行する。